

秋田市民俗芸能伝承館昇降機設備保守点検業務仕様書

秋田市民俗芸能伝承館昇降機設備保守点検業務の委託者と受託者は、本仕様書に基づき、当該設備の保守点検業務を執行するものとする。

1 業務目的

秋田市民俗芸能伝承館の昇降機設備を安全かつ良好な状態に保つことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 履行場所 秋田市大町一丁目3番30号
- (2) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については、最新版の「建築保全業務共通仕様書 国土交通省大臣官房庁営繕部監修」（以下「共通仕様書」という）による。

3 業務対象設備

メーカー	フジテック	型式・台数	RLA1024 1台
設置年	平成4年	停止階数	5階
用途	乗用	積載量	750kg
		速度	60m/分
付加装置 ・車いす仕様 ・地震時管制運転装置（普通級S波検知付） ・停電時自動着床装置			

4 業務内容

- (1) 保守管理方法 POG契約とする。
- (2) 点検内容
・共通仕様書による点検 月1回
※建築基準法第12条に係る点検 年1回
・故障又は災害等による停止時の対応
- (3) 点検技術者 点検内容により必要な資格、技能を有する者が行うこと。

5 報告書および提出書類

- (1) 委託業務着手届 契約後速やかに
- (2) 業務計画書 契約後速やかに
- (3) 工程表 契約後速やかに
- (4) 資格者証の写し 契約後速やかに

- (5) 点検報告書 作業実施後速やかに
- (6) 委託業務完了届 月ごとの業務完了後

6 危険防止の措置

業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に努めること。また、危険な場所および作業を行う場合は、必要な安全措置を講じること。

7 事故等の措置

- (1) 事故等の緊急事態に備え、適切な処置が行えるような体制を確保すること。
- (2) 閉じ込め事故や故障等で、連絡を受けた場合（遠隔監視システム等を設置した場合は異常信号受信時も含む。）は、速やかに駆けつけ、当該対策作業にとりかかること。

8 消耗品・修理品

- (1) 消耗品以外の部品については委託者が負担する。ただし、保守上の不備等受託者の責任に帰する故障については、受託者の責任においてこれを負担するものとする。
- (2) 本業務以外の修理については、別途協議するものとする。
- (3) 修理品等は、メーカー純正品を使用し、メーカー仕様以外の改造は行わないこと。